



福岡医発第 3271 号(地)
令和 4 年 2 月 25 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金
(発熱外来補助金) の税務上の取扱いに関する Q & A について

今般、日本医師会より、インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(発熱外来補助金)の税務上の取扱いに関する Q & A が厚生労働省ホームページにおいて公表された旨、連絡がありました。

上記 Q & A は、厚生労働省健康局結核感染症課が、発熱外来補助金に係る法人税及び所得税の取り扱いについて国税庁に確認し、厚生労働省のホームページ(「インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業」について)に掲載したものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

【添付資料】

- ・ Q & A (「インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金」に係る所得税及び法人税の取扱い)

※厚生労働省ホームページ「インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業」について」からご覧いただけます。(下記のページの「税務上の取扱いについて」をクリックすると、Q & A が表示されます。)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou18/index_00012.html

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

(税経 90) (地 509)

令和 4 年 2 月 17 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 宮川 政昭

(公印省略)

インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金
(発熱外来補助金) の税務上の取扱いに関する Q & A について

今般、インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(発熱外来補助金)の税務上の取扱いに関する Q&A が厚生労働省ホームページにおいて公表されましたので、お知らせいたします。

上記 Q&A は、厚生労働省健康局結核感染症課が、発熱外来補助金に係る法人税及び所得税の取り扱いについて国税庁に確認し、厚生労働省のホームページ(「インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業」について)に掲載したものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の関係医療機関への周知につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・ Q & A (「インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金」に係る所得税及び法人税の取扱い)

※厚生労働省ホームページ「「インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業」について」からご覧いただけます。(下記のページの「税務上の取扱いについて」をクリックすると、Q&A が表示されます。)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekaku-kansenshou18/index_00012.html

- 「インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金」（以下「発熱外来補助金」といいます。）に係る所得税及び法人税の取扱いは以下のとおりとなります。

なお、詳細については、国税庁ＨＰに掲載している「[国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/index.htm)」（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/index.htm>）を参照ください。（法人税に関しては問７、所得税に関しては問９－２）

問１ 発熱外来補助金の支給を受けましたが、この補助金は課税の対象となる収入として申告する必要があるのでしょうか。

（答）

発熱外来補助金については、所得金額の計算上、個人である医療機関については事業所得として収入金額に算入し、法人である医療機関については益金の額に算入して申告する必要があります。

問２ 発熱外来補助金はいつの収入として申告する必要がありますか。

（答）

発熱外来補助金については、国（厚生労働省）によりその交付が決定された日に収入すべき権利が確定しますので、発熱外来補助金の交付決定がされた日の属する年分又は事業年度の収入金額又は益金の額に算入して申告する必要があります。

【具体例１】

令和２年度発熱外来補助金として令和２年１２月に５００万円の交付決定を受けた場合

⇒ 個人である医療機関は令和２年分の収入として、法人である医療機関は令和２年１２月の属する事業年度の収益として計上します。

【具体例２】

令和２年度発熱外来補助金として令和２年１２月に５００万円の交付決定を受け、令和３年２月に追加で２００万円の変更交付決定を受けた場合（合計で７００万円の交付決定を受けた場合）

⇒ 令和２年１２月に交付決定された５００万円について、個人である医療機関は令和２年分の収入（法人である医療機関は令和２年１２月の属する事業年度の収益）として計上するとともに、令和３年２月に追加で交付決定された２００万円について、個人である医療機関は令和３年分の収入（法人である医療機関は令和３年２月の属する事業年度の収益）として、それぞれ計上します。

問3 発熱外来補助金の交付決定を受け、補助金の交付を受けた後、その補助金を返還することになった場合の取扱いを教えてください。

(答)

発熱外来補助金を返還することになった場合には、所得金額の計算上、その返還が確定した日（インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金交付額確定通知書に記載の日付）の属する年分又は事業年度において、その返還することになった金額を、個人である医療機関については事業所得に係る必要経費に算入し、法人である医療機関については損金の額に算入して申告します。

【具体例】

令和2年度発熱外来補助金として令和2年12月に500万円の交付決定を受け、その交付を受けた。その後、令和3年5月に実績報告をしたところ、国庫補助金精算額が400万円となり、6月に差額100万円の返還が確定した場合

⇒ 返還が確定した100万円について、個人である医療機関は令和3年分の必要経費として、法人である医療機関は令和3年6月の属する事業年度の損失として計上します。

厚生労働省健康局

※本Q&Aについては、国税庁と調整済みです。